

平成28年4月1日から
障害者差別解消法が
スタートしました

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、
障害のある人もない人も、お互いに分け隔てなく共に
生きる社会をつくることを目的としています。

差別とは?

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」

「不当な差別的取扱い」

例えば、障害があることを理由に

○アパートを貸してもらえない

○退職をすすめられた

○学校の受験や入学を拒否された

障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることは、「不当な差別的取扱い」となり、禁止されています。

「合理的配慮をしないこと」

例えば

○耳が聴こえないのに声だけで話す

○目が見えないのに書類だけ渡して読み上げない

○知的障害がある人に分かりやすく説明しない

車いすの人が移動しやすいようにスロープや手すりをつけるなど、障害者が困っていることを取りのぞくための調整や変更などを「合理的配慮」といいます。役所や学校、会社、お店などは、合理的配慮をおこなうことを求められています。



高齢者・障がい者あんしん電話相談

ご利用の方は

TEL.073-425-4165

相談申込受付時間／平日 10:00～12:00 13:00～16:00

和歌山弁護士会（代表番号）

TEL.073-422-4580

FAX.073-436-5322

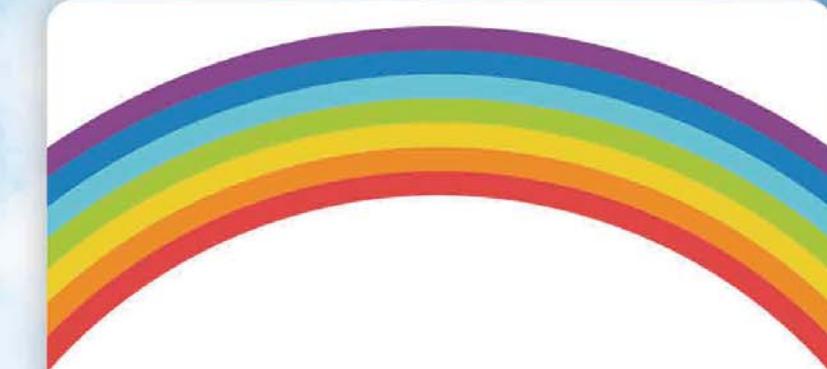
受付時間／平日 9:00～12:00 13:00～17:00

<http://www.wakaben.or.jp>

〒640-8144 和歌山市四番丁5番地 和歌山弁護士会館



和歌山弁護士会紛争解決センターは、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づき、法務大臣より認証を受けた紛争解決機関です。



障害者
なんでも
ADR



和歌山弁護士会
高齢者・障害者支援センター
紛争解決センター

平成29年6月

障害のことについて困っていますか？

車いすという理由で、お店に入ることを拒否された



盲導犬を連れているのでタクシーに乗れなかつた



働くにあたって、通院休暇を認めてほしい



電車やバスなどの利用について、分かりやすく説明してもらいたい



長時間集中することが難しい。テストや授業の受けたを調整してほしい



そんなときは障害者なんでもADRをご利用ください。

障害者なんでもADR利用の流れ

まずは、弁護士にご相談ください

障害者なんでもADRの利用に先立ち、和歌山弁護士会の弁護士による法律相談を受けていただく必要があります。

「高齢者・障がい者あんしん電話相談」

まずは、お電話でお申込手続きをしてください。

和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センターでは、和歌山県内にお住まいの高齢者（満65歳以上）・障害者ご本人、その家族や生活支援者（福祉関係者等）のための電話による無料相談を実施しております。

※お電話でのお申込みが難しい方は代表FAX(073-436-5322)までご連絡ください。

相談
無料

相談申込電話番号

073-425-4165

相談申込受付時間

平日の午前10時～午後4時（正午～午後1時は除く。）

01 まずはお電話にて相談の申込みをしてください。

02 申込みでは、折り返しお電話するのにご都合のよい電話番号をお伝えください。

03 申込み受付後3営業日以内に担当弁護士から申込者にお電話を差し上げ、相談をお聞きします。

障害者なんでもADRの利用

「ADR（紛争解決センター）」とは

弁護士が和解あっせん人となり、申立人と相手方の双方の言い分をじっくり聞いた上で、公平中立な立場からすばやい解決を目指します。障害者なんでもADRでは、社会福祉士などの専門家も関与することができます。

ADRの手続き

ADRの手続きの流れや費用など、詳しくは紛争解決センターのリーフレットをご覧ください。

ADR一般に関するお問い合わせはこちらまで TEL.073-422-4580

※外出が難しい方などは弁護士が出張して実施することもできます。

※視覚障害や聴覚障害など、利用に際して配慮が必要な方は個別にご相談ください。

